

平成 27 年 10 月 7 日

各 位

東京都台東区東上野一丁目 7 番 15 号
ヒューリック東上野一丁目ビル 5 階
株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役社長 伊藤 雅文
(コード番号：6255 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 廣澤 一夫
(TEL 03-6240-1206)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 7 日開催の取締役会において、下記の通り、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 26 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

現在、当社は、定款上の本店所在地を東京都荒川区としておりますが、平成 27 年 3 月より、本社機能を東京都台東区に移転しております。そのため、現在の実態に合わせ、現行の定款第 3 条に定める本店の所在地を変更するものであります。

また、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる会社役員の対象が拡大されました。それに伴い、当社の役員が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行の定款第 31 条及び 42 条に定める取締役及び監査役の責任免除の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 31 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 11 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 11 月 26 日 (予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>荒川区</u>にお く。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、 会社法第423条第1項の賠償責任 について法令に定める要件に該当 する場合には、賠償責任を限定す る契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責 任の限度額は、法令の定める最低 責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、 会社法第423条第1項の賠償責任 について、法令に定める要件に該 当する場合には、賠償責任を限定 する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責 任の限度額は法令の定める最低 責任限度額とする。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>台東区</u>にお く。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締 役等であるものを除く)</u>との間で、 会社法第423条第1項の賠償責任 について法令に定める要件に該当 する場合には、賠償責任を限定す る契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責 任の限度額は、法令の定める最低 責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任につい て、法令に定める要件に該当する場 合には、賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度額 は法令の定める最低責任限度額と する。</p>